

「仕事と介護を両立できる職場環境」の整備促進のための シンボルマーク愛称募集要項

1 趣旨

親や家族などの介護のために、やむを得ず仕事を辞める介護離職が増加している。介護に直面する労働者は、企業において中核的な人材として活躍している場合も少なくない。仕事と介護を両立できる職場環境の整備を図り、こうした人材の離職を防止することは、企業の持続的な発展にとって重要な課題となっている。

このような状況の下で、厚生労働省は、平成26年3月28日に介護離職を未然に防止するため、仕事と介護を両立できる職場環境の整備促進の取組のシンボルとなるマークを決定し発表した。より多くの方々にマークを知っていただくため、分かりやすく、親しみやすい愛称を公募することとする。

2 募集内容

「仕事と介護を両立できる職場環境」の整備促進のためのシンボルマークの愛称。労働者が介護に直面しても前向きに積極的に働き続けられる明るいイメージをもった、分かりやすく親しみやすい愛称とする。なお、愛称の簡単な解説（コメント）を付すこと。

3 応募締切

平成26年5月20日（火）必着。郵送の場合は、当日消印有効。

4 応募資格

特に制限はない。

5 応募方法

はがき、封書、ファクシミリまたは電子メールで応募すること。

作品と作品の解説（コメント）、氏名（ふりがな）、年齢、職業、住所及び電話番号を記入の上、以下の宛先まで送付すること。

(1) 電子メールの場合

<送信先> kaigo26@mhlw.go.jp

- ・メールのタイトルは「仕事と介護の両立支援シンボルマーク愛称応募」とすること。
- ・作品は、添付する文書ファイル（Word、一太郎、PDF）1つにつき、1作品を記入すること。複数応募する場合は、応募する作品に応じた数のファイルを添付すること。

(2) 郵送の場合

<送付先> 〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課

シンボルマーク事務局 宛

- ・はがき1枚につき、1作品を記入すること。
- ・複数応募する場合には、応募する作品に応じた枚数を送付すること。
- ・封書の場合は、任意の応募用紙1枚につき1作品を記入し、それぞれに作品の解説・氏名・住所などを記載すること。複数の作品を1つの封筒で送ることは可能である。

(3) ファクシミリの場合

<送信先> 厚生労働省雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課

シンボルマーク事務局 宛

03(3502)6763

- ・任意の応募用紙1枚につき、1作品を記入すること。複数応募する場合には、応募する作品に応じた枚数を送付すること。

6 応募作品

- ・応募作品数は、一人3点までとする。
- ・自身で作成した未発表の作品に限る。
- ・応募作品は返却しない。
- ・シンボルマークの愛称の作成及び応募にかかる費用は、応募者の負担とする。
- ・他の作品の模倣と認められる場合には、選定後であっても決定を取り消す。また、類似と認められる作品も決定を取り消す場合がある。

7 著作権等

- ・選定された愛称の著作権等一切の権利は、厚生労働省に帰属する。

8 選定方法・発表

- ・有識者による選定委員会において、1作品を選定する。
- ・平成26年6月以降に受賞者に連絡の上、記念品を贈呈する。なお、賞金はない。
- ・選定の結果は、厚生労働省ホームページなどで発表する予定。

「仕事と介護を両立できる職場環境」の整備促進のためのシンボルマーク



<マークの解説> ※マーク制作者のコメント

WORK（仕事）の「W」とCARE（介護）の「C」の文字を組み合わせて、右手を高く上げて充実した仕事をする人が、左手で介護の手を差しのべて、仕事と介護を両立出来る職場環境の明るく元気な姿を、誰にでも一目見てよくわかり、広く親しみ愛されるよう、キャラクター的にデザイン。

赤は仕事と介護の両立支援に燦然（さんぜん）と輝く希望の太陽とみなぎる活力を表現し、これは21世紀をリードする仕事と介護の両立支援が出来る職場環境が力強く飛翔発展する勇姿を象徴したものである。